



平成 28 年 8 月 18 日

各 位

会 社 名 インフォテリア株式会社
代表者名 代表取締役社長 平野洋一郎
(コード：3853 東証マザーズ)

問合せ先 執行役員 最高財務責任者 コーポレート本部長 齊藤裕久
(TEL 03-5718-1250)

**第三者割当による第 14 回・第 15 回新株予約権（行使価額固定型）及び
第 16 回新株予約権（行使価額修正条項付）の発行並びに第三者割当契約の締結に関するお知らせ**

当社は、平成 28 年 8 月 18 日開催の取締役会において、UBS AG London Branch（以下「UBS」又は「割当予定先」といいます。）を割当予定先とする第三者割当による第 14 回・第 15 回新株予約権（行使価額固定型）及び第 16 回新株予約権（行使価額修正条項付）（以下、総称して「本新株予約権」といいます。）の発行（以下「本件第三者割当」といいます。）並びに金融商品取引法による届出の効力発生後に、割当予定先との間で、本新株予約権にかかる第三者割当契約（以下「第三者割当契約」といいます。）を締結することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

1. 募集の概要

(1) 割 当 日	平成 28 年 9 月 5 日
(2) 発行新株予約権数	総計 25,182 個 第 14 回新株予約権 15,000 個 第 15 回新株予約権 5,770 個 第 16 回新株予約権 4,412 個
(3) 発 行 価 額	総額 11,678,124 円 第 14 回新株予約権 1 個当たり 476 円 第 15 回新株予約権 1 個当たり 460 円 第 16 回新株予約権 1 個当たり 427 円
(4) 当該発行による 潜在株式数	2,518,200 株（新株予約権 1 個につき 100 株） 第 14 回新株予約権 1,500,000 株 第 15 回新株予約権 577,000 株 第 16 回新株予約権 441,200 株 なお、第 16 回新株予約権については、下記「(6) 行使価額及び行使価額の修正条件」に記載の通り行使価額が修正される場合がありますが、潜在株式数は、441,200 株で一定です。
(5) 資金調達額	3,004,818,124 円（差引手取概算額）（注）
(6) 行使価額及び 行使価額の修正条件	第 14 回新株予約権 当初行使価額 1,000 円（固定） 第 15 回新株予約権 当初行使価額 1,300 円（固定） 第 16 回新株予約権 当初行使価額 1,700 円 下限行使価額 1,700 円 上限行使価額はありません。

	第14回及び第15回新株予約権に関して、行使価額の修正は行われません。第16回新株予約権に関して、行使価額は、割当日の翌取引日（平成28年9月6日）以降、第16回新株予約権の各行使請求の効力発生日の直前取引日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（同日に終値がない場合には、その直前取引日の終値）の90%に相当する金額の1円未満の端数を切り上げた金額に修正されます。但し、修正後の行使価額が1,700円（以下「下限行使価額」といい、第16回新株予約権の発行要項第11項の規定を準用して調整されます。）を下回ることとなる場合には行使価額は下限行使価額とします。
(7) 募集又は割当方法 (割当予定先)	第三者割当の方法により、UBS AG London Branch に全て割り当てます。
(8) そ の 他	当社は、割当予定先との間で、金融商品取引法に基づく本新株予約権の募集に係る届出の効力発生後に、第三者割当契約を締結する予定です。第三者割当契約において、本新株予約権の行使指定、行使停止指定、買戻義務、譲渡制限、ロックアップ等を定める予定です。詳細については、下記「3. 資金調達方法の選択理由等（1）資金調達手法の概要」をご参照ください。

（注）資金調達の額は、本新株予約権の払込金額の総額に本新株予約権の行使に際して払込むべき金額の合計額を合算した金額から発行諸費用の概算額を差し引いた金額です。第16回新株予約権の行使に際して払込むべき金額の合計額は、当初行使価額ですべての新株予約権が行使されたと仮定した場合の金額であります。第14回新株予約権及び第15回新株予約権については行使価額が調整された場合、第16回新株予約権については行使価額が修正又は調整された場合、資金調達の額は増加又は減少する可能性があります。また、本新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、資金調達の額は減少します。

2. 募集の目的及び理由

【当社をめぐる事業環境及びこれまでの経緯】

現在、クラウドコンピューティングの普及によって、企業情報システムは大きく様変わりしようとしています。まず、従来は企業のIT資産であった「ハードウェア」、「ソフトウェア」、「データ」のうち、「ハードウェア」と「ソフトウェア」はいつでもサービスを提供する企業より借りて利用できるようになり、「データ」のみが企業情報システムの資産となります。また、企業情報システムで使うソフトウェアの決定権は情報システム部門から、現場部門にシフトします。このようなシフトは、企業組織の再構成と分散化の引き金となり、より一層データ処理とインターネットに繋がる機器（Internet of Things = IoT）（*1）の重要性が高まります。

過去20年間において、企業情報システムはインターネット化、モバイル化が著しく進化しました。その進化によって、企業活動においては多様化する社内外システム間の円滑なデータ連携を可能にするミドルウェア（*2）の重要性がますます増大している他、スマートフォンやタブレットなどのモバイルデバイスの業務利用も急速に拡大してきております。前者に該当する国内EAI/ESBソフト（データ連携ミドルウェア）の市場規模は、平成27年から平成30年にかけて、出荷数量ベースで年平均約3.1%（金額ベースで約2.9%）での成長が見込まれております（調査元：株式会社テクノ・システム・リサーチ）。また、後者に該当する国内モバイルコンテンツ管理（MCM）市場の平成26年度の金額ベースでの市場規模は、前年比で40.8%増と伸長し、平成27年度も30.1%増とさらなる拡大が推定されております（調査元：株式会社アイ・ティ・アール）。

このような環境の中、国内初のXML専門ソフトウェア開発会社として設立された当社は、創業以来一貫して「つなぐ」のコンセプトを掲げ、企業内の異なるコンピュータ間のデータをノンプログラミングで連携可能にするデータ連携ミドルウェア「ASTERIA」、企業が保有するデータのタブレット端末での閲覧を可能にするモバイルコンテンツ管理ソフトウェア「Handbook」をはじめ、複数のソフトウェアを開発してまいりました。

当社は、成長・変化の激しいソフトウェア業界においてさらなる競争優位性を確保すべく、海外展開及び事

業領域の拡大に積極的に取り組んでまいりました。海外展開に関する取り組みとしましては、現在までに、営業及び開発に従事することを目的として、米国（カリフォルニア州）、中国（上海・杭州）、香港及びシンガポールの計5拠点に在外子会社を設立しております。平成26年に設立したシンガポールの子会社 Infoteria Pte. Ltd. においては、当社代表取締役社長である平野洋一郎が自ら同子会社の代表として直接陣頭指揮を執り、同国を拠点として東南アジア地域における戦略的提携を含めた当社製品の販売・開発体制構築を進めております。また、海外展開の一環として、これから投入する新製品につきましては最初に英語圏の市場に投入する計画であり、平成28年度内にはIoT対応のエッジ・ミドルウェア「Gravity（仮称）」、組織を超えたコンテンツプラットフォーム「Tristan（仮称）」、IoTアプリのノンプログラミング開発ソフトウェア「Hawking（仮称）」の3製品を英語圏に向けて出荷する予定です。

事業領域の拡大に関する取り組みとしましては、平成27年12月に国内唯一のプライベート・ブロックチェーン（*3）（*4）技術を有するフィンテック（*5）企業であるテックビューロ株式会社（本社：大阪府大阪市、代表取締役社長：朝山貴生、以下「テックビューロ」といいます。）と事業提携し、平成28年4月には同社に出資いたしました。同提携におきましては、当社のデータ連携ミドルウェア「ASTERIA WARP」とテックビューロのブロックチェーン製品「mijin」を組み合わせるための専用接続アダプタを開発し、実証実験を実施しており、プライベート・ブロックチェーンを低コストで構築・管理可能なプラットフォームとしてあらゆる業種に向けて提供することを目指しております。平成28年6月には、同提携の一環として、ミャンマー最大のマイクロファイナンス機関 BC Finance 社と協業し、同社の勘定データ記録におけるプライベート・ブロックチェーンの実証実験に成功いたしました。今後、当社製品 ASTERIA WARP を軸に、プライベート・ブロックチェーン領域へ積極的に事業を拡大していく考えです。

また、当社は、これまでM&A及び資本・業務提携を通じて、当社製品への技術の取り込み及び海外における事業展開を推進してきました。具体的には、平成22年12月に米 WaveMaker 社に対し出資（出資比率10.7%）を行い、筆頭株主となりました。米 WaveMaker 社は、ノンプログラミングをコンセプトとしたクラウドアプリケーションの開発環境の提供を手掛けており、当社の技術戦略パートナーとして次世代の企業クラウドを牽引する製品の共同開発を目指したものです。また、平成24年5月には、当社主力製品である「ASTERIA」に採用されているソフトウェア技術を持つ米 Extentech 社を完全子会社化し、クラウド上のサービス提供技術の強化のみならず、顧客基盤やマーケティング力を活用することで当社製品の海外展開を加速させる足掛かりとなりました。さらに、平成24年及び25年の2回にわたり、株式会社エヌ・ティ・ティ・データの子会社である株式会社リアライズへの出資（出資比率20.0%）を行い、当社製品であるマスターデータ管理ソフトウェア「ASTERIA MDM One」との連携を進めました。平成26年2月には、インドネシアを拠点に東南アジア地域を対象としたクラウド・ソーシング（*6）事業を行う Sribu 社に対し出資（出資比率34.5%）し、付加価値の高い商品開発及びクラウド・ソーシングを核としたサービス展開の強化を推進しております。

【資金調達の目的】

当社は、平成28年5月に発表した当社の中期経営計画で、海外比率20%台、フロー売上比率20%台、営業利益率20%台を目指す「Triple Twenty」（3つの20）をテーマとして掲げております。具体的には、①海外展開の強化を通じた売上の拡大、②フロー型（ライセンス販売による一回きりの売上）に対するストック型事業（保守サービス、既存／新製品の従量課金による継続的売上）の拡大による収益の安定化、③売上の拡大を通じた営業利益率の向上、の3点への注力を発表しております。定量目標としては、平成27年度から平成30年度までに全社売上高で約1.5倍となる24億円、営業利益で約2倍となる6億円規模への成長を目標としております。

当社は、新技術やトレンドの変化が激しいソフトウェア業界において、上記中期経営計画にて標榜する成長戦略をさらに加速させるためには、国内外におけるさらなる事業拡大及び競争優位性の確保が重要と考えており、そのような観点から、M&Aを通じた新技術の獲得や海外における事業拡大、資本・業務提携を通じた新技術の開発や顧客基盤拡大の重要性が益々高まっていると認識しております。そこで、今般、当社が中期的な目標として想定する複数のM&A及び資本・業務提携の実現のために必要と考えられる資金を確保することを目的として、新株予約権の発行を実施することにいたしました。

(※1) IoT

Internet of Things の略で、あらゆる「モノ」がインターネットに接続される仕組みを指します。

(※2) ミドルウェア

中間に入るソフトウェアの総称で、例えば基幹システムとユーザーシステムの間に入るソフトウェアや、複数の業務システム間に入るソフトウェアのことを指します。

(※3) ブロックチェーン

ビットコインによって発明された、複数の端末間で通信を行う P2P (Peer to Peer) 方式によるデータ処理の基盤技術を指します。複数のコンピューターが分散型合意形成を行い、暗号署名しながらブロック単位で複数データを処理するのが特徴です。

(※4) プライベート・ブロックチェーン

ブロックチェーン技術を、企業などが管理するネットワーク上で許可されたメンバーのみが参加できるように応用した技術を指します。企業内システムなど閉じた空間で使用し、処理パフォーマンスなど企業内利用での課題が解決されています。

(※5) フィンテック

フィンテック (FinTech) とは金融 (Finance) と技術 (Technology) を掛け合わせた造語で、金融と IT を融合させた金融システムの革新的活用を指します。プライベート・ブロックチェーン技術は、フィンテックの代表例です。

(※6) クラウド・ソーシング

クラウド上に構築されたシステムを使い、プログラム開発やデザイン制作等のプロフェッショナルなスキルを持った個人と企業を必要に応じてつなぐ仕組みを指します。

3. 資金調達方法の選択理由等

(1) 資金調達手法の概要

今回の資金調達は、当社がUBSに対し本新株予約権を割り当て、本新株予約権の払込金額に加え、UBSによる本新株予約権の行使に伴って当社が資金を調達する仕組みとなっています。本新株予約権の行使価額は、発行決議日 (平成28年8月18日) の前日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値 (以下、「基準日株価」といいます。) を上回る1,000円 (第14回新株予約権)、1,300円 (第15回新株予約権) 及び1,700円

(第16回新株予約権) に設定されております。第16回新株予約権については、行使価額修正条項が付されており、当初行使価額と同額又はそれを上回る価額に行使価額が修正されます。すなわち、株価上昇時においては行使価額を上方修正することが可能であり、株価下落時であっても下限行使価額が当初行使価額の100%に相当する金額であることから、行使価額が当初行使価額より下方に修正されることはありません。いずれの行使価額についても、当社の資金調達ニーズ及び既存株主に与える株式価値の希薄化を勘案の上、現在の株価水準よりも相当程度高い水準に設定されておりますが、現状の当社の株価収益率等の水準を前提とすれば、当社が中期経営計画において掲げる利益目標を達成し、本資金調達の目的であるM&A及び資本・業務提携による一層の成長を実現した場合の当該行使価額水準は合理的かつ妥当な水準であると、当社は考えております。

当社は割当予定先との間で、金融商品取引法に基づく本新株予約権の募集に係る届出の効力発生後に、下記の内容を含む第三者割当契約を締結いたします。

① 行使指定

本新株予約権は、既に行使指定条項による行使指定 (以下に定義します。) がなされている場合、又は②記載の行使停止指定条項に基づく停止指定 (以下に定義します。) がなされた場合を除き、原則としていつでも割当予定先の裁量で本新株予約権を行使できる仕組みとなっており、当社株式の時価が行使価額を上回っているときには速やかに新株予約権の行使が進んでいくことが期待できる仕組みとなっております。一方で、当社が機動的な資金調達を希望した際には、一定の条件に従って本新株予約権を行使すべき旨及び行使すべき本新株予約権の数を当社が指定 (以下「行使指定」といいます。) できる仕組みとなっており、割当予定先は、かかる行使指定に従って一定の条件及び制限の下で、指定された数の本新株予約権を20取引日の期間中に行使することをコミットします。

但し、本新株予約権の行使指定を行う際には、当社が一度に行使指定を行うことのできる新株予約権の数は、その対象となる株式数が、行使指定のなされる日の前取引日まで（同日を含みます。）の22取引日又は66取引日における当社普通株式の1日当たり平均出来高数のいずれか少ない方の3日分を超えないよう行使指定を行う必要があります。また、行使指定の直前の取引日における当社普通株式の終値が、第14回新株予約権及び第15回新株予約権においては行使価額を下回る場合、第16回新株予約権においては下限行使価額を下回る場合、当社株式に係るインサイダー情報がある場合、当社の財務状況又は業績に重大な悪影響をもたらす事態が発生した場合など、一定の条件の下では、当社は行使指定を行うことはできません。なお、当社は、行使指定を行う都度開示いたします。

② 行使停止指定

当社は、割当予定先に対して、本新株予約権の全部又は一部につき、行使することができない期間を指定（以下「停止指定」といいます。）することができます。よって、通常時においては原則割当予定先の裁量によって行使がなされていくものの、当社の裁量により、停止指定の期間（3取引日以上、60取引日以内の期間（但し、当該期間の末日が平成30年9月5日より後の日とならない日数の期間とします。））及び停止指定の対象となる本新株予約権の数を決定することができ、また、複数回の停止指定を行うことが可能です。さらに、当社は、一旦行った停止指定をいつでも取り消すことができます。このように、当社の自主的な判断により随時停止指定を行うことが可能であるため、当社の資金需要、株価動向及び希薄化の進展等を総合的に判断した上で、柔軟な資金調達が可能となります。なお、当社は、停止指定を行う都度開示いたします。

③ 買戻義務

当社は、平成30年9月5日に、その時点で残存する本新株予約権の全部を発行価額で買い取る義務を負います。

④ 譲渡制限

本新株予約権には譲渡制限が付されておりませんが、割当予定先との間で締結する予定の第三者割当契約において、割当予定先による本新株予約権の譲渡については、当社の取締役会の承認を必要としております。割当予定先が本新株予約権を譲渡する場合には、割当予定先は、当社の本新株予約権の行使指定、行使停止指定及びその取消しを行う権利に対応する義務等、第三者割当契約上の地位及びこれに基づく権利義務を譲受人に承継させます。

⑤ ロックアップ

当社は割当予定先に対して、第三者割当契約締結日以降、(イ)割当日から180日間が経過した日又は(ロ)未行使の本新株予約権が存在しなくなった日のうちいずれか早い方の日までの間、割当予定先の事前の書面による承諾を受けることなく、ロックアップ対象有価証券（下記「7. 割当予定先の選定理由等（2）割当予定先を選定した理由」において定義します。）の発行（株式分割及び株式無償割当を含みません。）若しくは処分又はこれに関する公表を行わない旨合意しております。

なお、当社は、本新株予約権の取得が必要と当社取締役会が決議した場合は、本新株予約権の払込期日の翌日以降、会社法第273条及び第274条の規定に従って通知をしたうえで、当社取締役会で定める取得日に、発行価額と同額にて、本新株予約権者（当社を除きます。）の保有する本新株予約権の全部又は一部を取得することができます。

(2) 資金調達手法の選択理由

当社は、上記の資金調達を行うために、様々な資金調達の見込先と多様な資金調達方法を検討いたしました。公募増資、第三者割当増資、株価に連動して転換価額が修正される転換社債型新株予約権付社債（いわゆるMSCB）、新株予約権無償割当による増資（ライツ・オフエリング）及び社債又は借入れ等の各種資金調達方法には下記「（3）本スキームの特徴[他の資金調達方法との比較]」に記載したデメリットがある一方、割当予定先より提案を受けた本件第三者割当のスキーム（以下「本スキーム」といいます。）は、下記「（3）本スキームの特徴[デメリット]」に記載しているデメリットはありながらも、それを上回る下記「（3）本スキームの特徴[メリット]」に記載のメリットがあることから、本スキームによる資金調達方法は、当社が資金

調達額や時期をある程度コントロールすることができ、当社の既存株主に与える株式価値の希薄化を極力抑制することが可能となるメリットを有しているといえます。すなわち、既存株主の利益に配慮しながら、当社の資金ニーズを満たしうる、現時点における最良の資金調達方法であると判断いたしました。そのため、本新株予約権の発行により資金調達をしようとするものです。

(3) 本スキームの特徴

当社は、本スキームには、他の資金調達手法と比較において、以下のようなメリット及びデメリットがあると考えております。

[メリット]

① 株式価値の希薄化に最大限配慮した基準日株価よりも高い行使価額での資金調達

下記[他の資金調達方法との比較]に記載する他の資金調達手法では、一般的に1株当たりの発行価額が基準日株価よりも低く設定される可能性がある中で、本新株予約権の行使価額は、株式価値の希薄化に配慮し、基準日株価よりも高い水準に設定されております。加えて、本新株予約権は3回号から構成されており、行使価額が3通りの異なる水準に設定されているため、新株予約権の権利行使による株式の希薄化が段階的に進むことが見込まれることから、本資金調達は既存株主に与える株式価値の希薄化に最大限配慮した資金調達手段であると考えております。

② 行使価額修正条項

本新株予約権のうち、第16回新株予約権には行使価額の修正条項が付されているため、当社株価が当初行使価額を上回って推移した場合、行使価額が時価の90%に修正されます。これによって、株価上昇時に第16回新株予約権が行使される場合には、調達金額が増加します。一方で、下限行使価額は基準日株価よりも高く設定された当初行使価額の100%に相当する金額であることから、行使価額が基準日株価より下方に修正されることはありません。

③ 行使指定条項及び行使停止指定条項を通じた調達タイミングのコントロール

本新株予約権は、前述の通り行使指定条項及び行使停止指定条項が付されており、当社が新株予約権の行使の数量及び時期を一定程度コントロールすることが出来るという特徴があります。具体的には、当社に資金調達需要が発生し、本新株予約権の行使を希望する場合には、割当予定先に対して一定の期間内に行使すべき本新株予約権の数を指定することができ、また、当社が資金ニーズ等を勘案し、本新株予約権の行使を希望しない場合には、割当予定先に対して一定の期間新株予約権の行使停止を指定することが可能な手法となっています。

④ 潜在発行株式数の固定

本新株予約権の行使により取得される株式数は2,518,200株で固定されており、株価動向にかかわらず、最大増加株式数は限定されているため、当初の想定を超えて希薄化が発生することはありません。

⑤ 取得条項を通じた当社の本資金調達のキャンセルオプション

本新株予約権は前述の通り、取得条項が付されており、当社は、本新株予約権の発行価額と同額の金銭を支払うことにより、キャンセル料等の追加的な費用負担を負うことなく、本新株予約権の行使期間中に当社の裁量により、本新株予約権の全部又は一部を取得することができます。したがって、将来的に本新株予約権による資金調達の必要性がなくなった場合又はより有利な資金調達方法が見つかった場合等には、当社は、当社の裁量により本新株予約権を取得、消却することが可能であり、したがって、本新株予約権の発行後においても当社は資本政策上の柔軟性を確保しているものと考えております。

[デメリット]

① 新株予約権の発行当初において、資金調達額が限定的である点

新株予約権の特徴として、資金調達額の大部分が、割当先による本新株予約権の行使があつて初めて調達されます。本新株予約権の行使価額は、当社の希望により、基準日株価に比べて高い水準に設定されており、新株予約権の行使完了までには一定程度の期間が必要となる可能性があります。

② 株価が行使価額に達しない場合において、資金調達がされない可能性

本新株予約権の行使価額は、当社の希望により、基準日株価に比べて高い水準に設定されているため、当社株価が今後行使価額に到達せず推移した場合には、割当予定先による本新株予約権の行使が進まず、想定していた資金調達の実現しない可能性又は資金調達額が当初の想定よりも減少する可能性があります。

③ 割当先が当社株式を売却することにより当社株価に下落圧力が生じる可能性

割当予定先は、本新株予約権の行使により取得する当社株式を長期間保有する意思を有しておらず、したがって、本新株予約権の行使後当社株式は売却されることになるため、一定の売り圧力が市場に生じる可能性があります。しかしながら、割当予定先は、当該売却後においても新株予約権の行使により新たに追加取得する当社株式の売却を円滑に行うために、当社株価の下落を回避するインセンティブを有しているものと合理的に推定されます。また、現在の当社株式は十分な流動性を有していることから、かかるデメリットは一定程度緩和されるものと見込んでおります。

[他の資金調達方法との比較]

① 公募増資

公募増資による新株の発行は、資金調達が一時に可能となりますが、同時に1株当たり利益の希薄化も一時に引き起こすため、株価に対する直接的な影響が大きいと考えられます。

② 第三者割当増資

第三者割当増資は、当社の株主構成及び会社経営・支配権に割当先からの影響を及ぼされると考えられること、また上記の公募増資同様に、即時の株式発行を伴うものであり、将来の1株当たり利益の希薄化を一度に引き起こすことから、株価に対する直接的な影響が大きいと考えられるため当社のニーズに適さないと判断いたしました。

③ MSCB(転換価格修正条項付き転換社債)

MSCBは、発行条件及び行使条件等は多様化していますが、一般的には、転換により交付される株数が転換価額に応じて決定されるという構造上、転換の完了まで転換により交付される株式総数が確定しないため、希薄化率が大きく変化し、株価に対する直接的な影響が大きいと考えられることから当社のニーズに適さないと判断いたしました。

④ 新株予約権無償割当による増資(ライツ・オフリング)

いわゆるライツ・オフリングには、当社が金融商品取引業者と元引受契約を締結するコミットメント型ライツ・オフリングと、当社がそのような契約を締結せず、新株予約権の行使が株主の決定に委ねられるノンコミットメント型ライツ・オフリングがあります。コミットメント型ライツ・オフリングにつきましては、国内で実施された実績が乏しく、資本調達手法として未だ成熟が進んでいない段階にある一方で、引受手数料等のコストが増加することが予想されます。また、当社が過去に実施したノンコミットメント型のライツ・オフリングにつきましても、割当先である既存株主の参加率が不透明であることから、十分な額の資金調達を実現できるかどうか不透明であると考えております。以上のことから、ライツ・オフリングは当社の現在のニーズに適さないと判断いたしました。

⑤ 社債又は借入れ

社債又は借入れによる資金調達は、調達金額が全額負債となるため、財務健全性が低下し、今後の借入れ余地が縮小する可能性があります。また、本資金調達の資金使途に鑑みると、当社のニーズに適さないと判断いたしました。

4. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期

(1) 調達する資金の額

①	払込金額の総額	3,011,818,124円
	本新株予約権の払込金額の総額	11,678,124円
	本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	3,000,140,000円
②	発行諸費用の概算額	7,000,000円

③ 差引手取概算額	3,004,818,124 円
-----------	-----------------

- (注) 1. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、行使価額（第 16 回新株予約権については当初行使価額）で全ての本新株予約権が行使されたと仮定した場合の金額であります。第 14 回新株予約権及び第 15 回新株予約権については行使価額が調整された場合、第 16 回新株予約権について行使価額が修正又は調整された場合には、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は増加又は減少する可能性があります。権利行使期間内に本新株予約権の行使が行われない場合及び当社が本新株予約権を取得し、消却した場合には、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は減少します。その結果、払込金額の総額は減少します。
2. 発行諸費用の概算額には、消費税及び地方消費税は含まれておりません。
3. 発行諸費用の概算額は、弁護士費用、価額算定費用、有価証券届出書作成費用等の合計額であります。

(2) 調達する資金の具体的な使途

具体的な使途	金 額 (円)	支出予定時期
ソフトウェア開発関連領域におけるM&A及び資本・業務提携に係る費用	3,004,818,124	平成 28 年 9 月～ 平成 31 年 9 月

本資金調達による資金調達予定額約30億円については、全額をM&A及び資本・業務提携に係る費用に充当する予定です。当社は、当社が主要事業として手掛ける「ASTERIA」や「Handbook」等、システム間でデータを連携させる（「つなぐ」）技術をコンセプトとしたソフトウェア開発事業においては、事業拡大及び競争優位性確保の観点から、ブロックチェーンやIoT等の新技術・トレンドの重要性が高まっていると考えております。このため、具体的に進行しているM&A及び資本・業務提携案件はありませんが、海外企業を中心とした当社の成長に資するブロックチェーンやIoT等の新技術を有する企業及びデータ連携やモバイルコンテンツ管理ソフトウェア等のソフトウェア開発・販売事業において一定の顧客基盤を有し、当社既存製品の顧客基盤の拡大に資する企業を対象に、複数社とのM&A又は資本・業務提携を想定しております。具体的に進行している案件はないものの、これまでのM&A及び資本・業務提携案件における当社の経験から、手元の資金の大小や機動的な資金調達ができるか否かが、迅速に案件を完了できるか否かに影響すると当社は考えております。そこで、潜在的なM&A及び資本・業務提携の機会を逸さないためにも予め当該資金を確保しておくことが必要と考えております。

なお、本新株予約権の資金調達予定額である約30億円は、当社が過去に実施又は検討したM&A及び資本・業務提携案件の金額や件数を踏まえて、現時点において今後3年間において現実的に見込まれ、かつ変化の激しいソフトウェア開発関連領域において当社の成長戦略を加速させるために当社が必要と考えるM&A及び資本・資金提携の規模として、必要額と判断いたしました。但し、M&A及び資本・業務提携の規模が現時点における当社の想定を上回った場合には、本資金調達による資金調達予定額に加えて、当社手持ち資金を充当し又はその他のファイナンス手段を検討して資金を調達する予定です。

- (注) 1. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を含めた差引手取概算額は、上記「(1) 調達する資金の額」に記載の通り3,004,818,124円です。但し、本新株予約権の行使は割当予定先の判断によるため、現時点において調達できる資金の額及び時期は確定したものではありません。そのため、上表の支出予定時期については現時点における予定であり、具体的な金額、使途及び支出予定時期については、行使による財産の出資がなされた時点の状況に応じて変更される場合があります。なお、資金使途及びその内訳又は支出予定時期が変更された場合は、適切に開示します。
2. 本新株予約権による資金使途は、上記の通り、M&A及び資本・業務提携に係る費用を予定しておりますが、当社の株価が行使価額を下回る水準で推移し、本新株予約権の行使による資金調達が進まない状況において案件の進捗状況に応じて資金が必要となった場合には、当社手持ち資金を充当し又はその他のファイナンス手段を検討して資金を調達する予定です。また、M&A及び資

本・業務提携の対象となる企業が見つからなかった場合又はM&A及び資本・業務提携の対象となる企業との交渉の過程で様々な要因により案件の完了までに想定以上の期間を要した場合において、調達した資金が上記支出予定時期において当該費用に全て充当されない場合も考えられます。その場合、当社は、引き続き新たな案件の検討又は対象となる企業との交渉を続けた上で、上記支出予定時期以降においても、M&A及び資本・業務提携に係る費用に使用する考えであります。その場合は適切に開示します。

3. 調達した資金につきましては、具体的な資金使途に充当するまでの間は、銀行預金又は安全性の高い金融商品等で運用することといたします。

5. 資金使途の合理性に関する考え方

本新株予約権の発行及び割当予定先による新株予約権の行使による調達資金を、上記「4. (2) 調達する資金の具体的な使途」に記載のM&A及び資本・業務提携に係る費用に充当することにより、ソフトウェア開発事業において競争力を向上させることが、企業価値の向上及び株主価値の増加につながるものと考えております。したがって、当該資金の使途には合理性があるものと判断しております。

6. 発行条件等の合理性

(1) 発行条件が合理的であると判断した根拠及びその具体的内容

当社は、本新株予約権の発行要項及び割当予定先との間で締結する予定の第三者割当契約に定められる諸条件を考慮した本新株予約権の価格の評価を第三者算定機関である株式会社赤坂国際会計（東京都港区元赤坂一丁目1番8号 赤坂コミュニティビル4F 代表取締役 黒崎知岳）（以下「赤坂国際会計」といいます。）に依頼しました。当該算定機関は、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを基礎として、評価基準日の市場環境、当社の資金調達需要、当社及び割当予定先の権利行使行動等に関する一定の前提（当社の株価（739円）、当社株式のボラティリティ（89.0%）、配当利回り（0.4%）、無リスク利子率（▲0.2%）、当社の資金調達需要は権利行使期間に渡り一様に発生すること、当社の資金調達需要がある場合には、当社は行使停止を実施せず行使指定を実施すること、当社からの通知による取得は実施しないこと、割当予定先は当社からの行使指定に基づき、又は行使停止のない期間には任意に、市場出来高の一定割合の範囲内で速やかに権利行使及び売却を実施すること、等）を置き、割当予定先による本新株予約権の行使に際して発生することが見込まれる株式処分コスト及び割当予定先の事務負担・リスク負担等の対価として発生することが見込まれる新株予約権の発行コストについて、他社の新株予約権の発行事例や公募増資事例に関する検討等を通じて合理的と見積もられる一定の水準（他社の公募増資事例から類推されるスプレッド水準）を仮定して、本新株予約権及び割当予定先との間で締結する予定の第三者割当契約で定められる各条件を考慮のうえ、本新株予約権の価格の評価を実施しています。当社は、当該算定機関の価格評価（以下「赤坂国際会計評価書」といいます。）における各新株予約権の評価額を参考に、割当予定先との協議を経て、本新株予約権1個の発行価額を、当該評価額と同額の476円（第14回新株予約権）、460円（第15回新株予約権）及び427円（第16回新株予約権）といたしました。当該発行価額は、赤坂国際会計評価書で示された本新株予約権の価格の評価額と同額で決定されていること、また、上記「3. 資金調達方法の選択理由」に記載した本新株予約権の内容や特徴を勘案の上、本新株予約権の発行価額が合理的であると判断しました。

また、本新株予約権の行使価額は、今後の当社の成長性に鑑み、株価の上昇局面において、効率的かつ有利な資金調達を実現するために、発行決議日（平成28年8月18日）の前取引日（平成28年8月17日）の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値を、第14回新株予約権は35.3%、第15回新株予約権は75.9%、第16回新株予約権は130.0%、それぞれ上回る額としました。本新株予約権の行使価額については、現状及び中期経営計画に掲げる利益目標を達成した際の株価収益率等を元に検討し、また割当予定先とも協議した上決定しているため、適正かつ妥当であると判断いたしました。

当社監査役4名全員（うち社外監査役3名）も、赤坂国際会計は、①当社と顧問契約関係になく、当社及び当社経営陣から独立していると認められること、②割当予定先とは契約関係にない独立した立場で本評価書を提出していること、③本新株予約権の評価については、その算定根拠及び前提条件に関して赤坂国際会計から説明を受けた内容が合理的なものであると判断できること、④新株予約権の評価単価の算定について豊富な

経験を有しており、その専門家としての能力について、特段問題となる点はないと考えられることから、本新株予約権の払込金額は、割当予定先に特に有利でないとは判断しております。

(2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

本新株予約権が全て行使された場合に交付される株式の数は合計 2,518,200 株（議決権数 25,182 個）であり、平成 28 年 8 月 17 日現在の当社発行済株式総数 15,403,165 株（議決権数 148,460 個）を分母とする希薄化率は 16.3%（議決権の総数に対する割合は 17.0%）に相当します。しかしながら、今回の資金調達により、上記「5. 資金使途の合理性に関する考え方」に記載の通り、M&A等によるソフトウェア開発事業において競争力を向上させることによって、企業価値の向上及び株主価値の増加を目指していくこととしており、発行数量及び株式の希薄化の規模は、合理的であると判断しました。

また、①当社は、行使停止指定により一定程度本新株予約権の行使をコントロールすることが可能であること、②本新株予約権の行使により取得される株式数の合計 2,518,200 株に対し、当社株式の過去 3 ヶ月間における 1 日当たり平均出来高は 1,113,898 株であり、一定の流動性を有していること、③将来的に本新株予約権による資金調達の必要性がなくなった場合には、当社の裁量により、残存する本新株予約権を取得できる条項を付していること、さらに、④本新株予約権の行使価額が 3 段階に設定されており、株式の希薄化が段階的に進むことが見込まれることから、本新株予約権の発行は、市場に過度の影響を与える規模ではなく、希薄化の規模も合理的であると判断しました。

7. 割当予定先の選定理由等

(1) 割当予定先の概要

① 名 称	UBS AG London Branch
② 所 在 地	連合王国 EC2M 2PP ロンドン フィンスバリーアベニュー 1 (1 Finsbury Avenue, London, EC2M 2PP, United Kingdom)
③ 代表者の役職・氏名	最高経営責任者(CEO) セルジオ P. エルモッティ (Sergio P. Ermotti)
④ 事 業 内 容	投資銀行業務及び証券業務
⑤ 資 本 金	38,913 百万スイス・フラン (連結、平成 28 年 6 月 30 日時点)
⑥ 設 立 年 月 日	昭和 53 年 2 月 28 日
⑦ 発 行 済 株 式 数	3,858,408,466 株 (平成 28 年 6 月 30 日時点)
⑧ 決 算 期	12 月 31 日
⑨ 従 業 員 数	57,387 名 (連結、平成 28 年 6 月 30 日時点)
⑩ 主 要 取 引 先	投資家及び発行体
⑪ 主 要 取 引 銀 行	—
⑫ 大株主及び持株比率	UBS Group AG (100.0%)
⑬ 当事会社間の関係	
資 本 関 係	当該会社は平成 28 年 8 月 17 日現在、当社の普通株式 5,500 株（発行済株式総数の 0.04%）を保有しているほか、当社と当該会社との間には、記載すべき資本関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と当該会社の関係者及び関係会社との間には、特筆すべき資本関係はありません。
人 的 関 係	当社と当該会社との間には、記載すべき人的関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と当該会社の関係者及び関係会社との間には、特筆すべき人的関係はありません。
取 引 関 係	当社と当該会社との間には、記載すべき取引関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と当該会社の関係者及び関係会社との間には、特筆すべき取引関係はありません。
関 連 当 事 者 へ の 該 当 状 況	当社と当該会社は、当社の関連当事者には該当しません。また、当該会社の関係者及び関係会社は、当社の関連当事者には該当しません。
⑭ 経営成績及び財政状態（最近 3 事業年度並びに直近四半期）	

決算期	平成 25 年 12 月期	平成 26 年 12 月期	平成 27 年 12 月期	平成 28 年 6 月期
連 結 純 資 産	48,002	52,108	55,248	53,353
連 結 総 資 産	1,013,355	1,062,327	943,256	990,135
1 株 当 た り 連 結 純 資 産 (ス イ ス ・ フ ラ ン)	12.74	13.97	-	-
連 結 営 業 収 益	27,732	28,026	30,605	14,254
連 結 当 期 純 損 益	3,172	3,502	6,235	1,723
1 株 当 た り 連 結 当 期 純 利 益 (ス イ ス ・ フ ラ ン)	0.83	0.94	-	-
1 株 当 た り 配 当 金 (ス イ ス ・ フ ラ ン)	0.25	0.50	-	-

(単位：百万スイス・フラン。特記しているものを除く)

- (注) 1. 平成 27 年 12 月期及び平成 28 年 6 月期に関する 1 株当たり連結純資産、1 株当たり連結当期純利益並びに 1 株当たり配当金は割当予定先において非開示となっております。
2. 平成 28 年 6 月期に関する連結営業収益及び連結当期純損益は第 2 四半期累計期間の数値となっております。
3. 割当予定先及び割当予定先の役員又は主要株主が暴力団等とは一切関係がないことを確認しており、その旨の確認書を株式会社東京証券取引所に提出しています。

(2) 割当予定先を選定した理由

当社は今回の資金調達を実施するにあたり、複数の証券会社から提案を受け、様々な資金調達方法についての検討を進めてまいりました。その中で、UBS グループの日本法人である UBS 証券株式会社より提案を受けた資金調達方法が、株価に対する一時的な影響を抑制しつつ、資金需要動向に応じた機動的な新株発行による資金調達を達成したいという当社のファイナンスニーズに最も合致していると判断しました。また、UBS グループは、当社のニーズを充足するスキームの提供を含め、多様な金融商品を持ち、かつ新株予約権の買取業務において多くの実績を残していること、本新株予約権の発行のみならず、発行後における投資家との IR サポート業務を含めた総合的なサービスの提案があったこと等を総合的に勘案し、UBS グループにおいて証券業務を手掛ける UBS AG London Branch を割当予定先として決定いたしました。

本新株予約権の募集に関連して、当社は UBS に対して、第三者割当契約締結日以降、(イ)割当日から 180 日間が経過した日又は(ロ)未行使の本新株予約権が存在しなくなった日のうちいずれか早い方の日までの間、UBS の事前の書面による承諾を受けることなく、ロックアップ対象有価証券（以下に定義します。）の発行（株式分割及び株式無償割当を含みません。）若しくは処分又はこれに関する公表を行わない旨合意しております。但し、単元未満株主による売渡請求に基づく発行会社による普通株式の売渡しその他法令上必要とされる場合にはこの限りではありません。「ロックアップ対象有価証券」とは、当社の普通株式並びに当社の普通株式を取得する権利又は義務の付された有価証券（新株予約権、新株予約権付社債及び発行会社の普通株式を対価とする取得請求権又は取得条項の付された株式を含むがこれらに限られません。）をいいますが、かかる普通株式及び有価証券のうち、(イ)当社及び当社の子会社の役員及び従業員に対して発行される新株予約権並びにこれらの者に対して既に発行され又は今後発行される新株予約権の行使により発行又は処分されるもの、(ロ)第三者割当契約の締結日において既に発行されている新株予約権の行使により発行又は処分されるもの、(ハ)資本提携契約に伴って実施される第三者割当により発行又は処分されるもの、並びに(ニ)本件第三者割当及び本新株予約権の行使に関連して発行又は処分されるものを除きます。

(注) 本新株予約権に係る割当は、日本証券業協会会員である UBS 証券株式会社の斡旋を受けて行われるものであり、日本証券業協会の定める「第三者割当増資等の取扱いに関する規則」（自主規制規則）の適用を受けて募集が行われるものです。

(3) 割当予定先の保有方針及び行使制限措置

本新株予約権について、当社と割当予定先との間で、継続保有及び預託に関する取決めはありませんが、締結する予定の第三者割当契約により、割当予定先が本新株予約権を譲渡しようとする場合は当社の取締役会の承認が必要となります。

当社は、割当予定先が本新株予約権の行使により取得する当社株式を長期間保有する意思を有しておらず、本新株予約権の行使により取得する当社株式を市場動向を勘案しながら売却する方針であることを口頭にて確認しております。

また、原則として、行使価額修正条項付新株予約権等については、株式会社東京証券取引所の上場規程及び同施行規則並びに日本証券業協会の規則（以下「規程等」と総称します。）により、制限超過行使（ある暦月において、当該暦月において行使価額修正条項付新株予約権等の行使により交付されることになる株式の数の合計が、当該新株予約権等の払込期日時点の上場株式数の10%を超えることとなる新株予約権等の行使）が禁止されているため、当社と割当予定先は、第16回新株予約権について規程等に基づき当該10%を超える部分に係る行使を制限する措置を講じております。しかしながら、第16回新株予約権については、発行決議日時点においては、その対象となる株式の数が当社上場株式数の10%を超えないため、制限超過行使は行われ得ないものと考えられます。また、第16回新株予約権の発行後に、行使価額及び割当株式数の調整を必要とする事由が発生した、又は当社が第16回新株予約権とは別の行使価額修正条項付新株予約権等（当該行使価額修正条項付新株予約権等の行使期間が第16回新株予約権と重複するもの）を発行した等の理由で、第16回新株予約権が制限超過行使の対象となることとなった場合であっても、第16回新株予約権に関しては、制限超過行使は禁止されません。これは、第16回新株予約権の行使価額が発行決議日の当社普通株式の終値以上に設定されていることから、規程等に基づき、当社及び割当予定先の合意によって例外的に許容されるものです。

(4) 割当予定先の払込みに要する財産の存在について確認した内容

割当予定先において本新株予約権の払込金額の総額の払込み及び行使に要する資金は確保されている旨の報告を、本件の斡旋を行うUBS証券株式会社の担当者から口頭で受けるとともに、割当予定先であるUBSの本店であるUBS AGの平成28年12月期第2四半期連結財務諸表より、平成28年6月30日現在の純資産額は53,353百万スイス・フラン、現預金は106,795百万スイス・フラン（それぞれ約5兆6,057億円、約11兆2,209億円、換算レート1スイス・フラン105.07円（平成28年6月30日の仲値））と確認しているほか、当該資金の払込みについては第三者割当契約において割当予定先の義務として確約されることから、当社としてかかる払込みに支障はないと判断しております。

(5) 株券貸借に関する契約

当社、当社の役員及び当社の大株主と割当予定先との間において、本新株予約権の行使により取得する当社株式に関連して株券貸借に関する契約を締結しておらず、またその予定もありません。

(6) 割当予定先の実態

割当予定先であるUBSの本店であるUBS AGは、スイス連邦の行政機関である連邦金融市場監督機構（Swiss Financial Market Supervisory Authority (FINMA)）、英国金融行為監督機構（Financial Conduct Authority）及び英国健全性規制機構（Prudential Regulatory Authority）の監督並びに規制を受けております。また、UBS AGの100%親会社であるUBS Group AGは、その株式をスイス連邦国内のスイス証券取引所及び米国ニューヨーク証券取引所に上場しております。

当社は、連邦金融市場監督機構ホームページ、英国金融行為監督機構ホームページ、英国健全性規制機構ホームページ、UBS AG及びUBS Group AGのアニュアルレポート等で割当予定先の属するグループが諸外国の監督及び規制の下にある事実について確認しており、また本件の斡旋を行うUBS証券株式会社の担当者との面談によるヒアリング内容を踏まえ、割当予定先及び割当予定先の役員又は主要株主が反社会的勢力と一切関係ないことを確認しております。

8. 募集後の大株主及び持株比率

募集前（平成28年3月31日現在）		
氏名又は名称	所有株式数（株）	持株比率（%）
平野 洋一郎	2,040,000	13.24
北原 淑行	957,200	6.21
日本証券金融株式会社	898,700	5.83
株式会社SBI証券	560,000	3.63
パナソニックインフォメーションシステムズ株式会社	550,000	3.57
株式会社ミロク情報サービス	528,000	3.43
古谷 和雄	240,000	1.56
孫 小蕾	238,900	1.55
マネックス証券株式会社	141,187	0.92
中村 智史	124,800	0.81

(注) 1. 上記の持株比率は、小数点以下第3位を切り捨てて算出しております。

2. 上記「7. 割当予定先の選定理由等（3）割当予定先の保有方針及び行使制限措置」に記載の通り、割当予定先は本新株予約権の行使により取得する当社株式を長期間保有する意思を有しておりませんので、本新株予約権に係る潜在株式数を反映した「募集後の大株主及び持分比率」は表示しておりません。

3. 上記のほか、当社は自己株式554,198株を保有しております。

9. 今後の見通し

今回の資金調達が平成29年3月期当社業績に与える影響は、軽微であります。

10. 企業行動規範上の手続きに関する事項

本新株予約権の発行規模は、「6. 発行条件等の合理性（2）発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠」に記載の通りで、平成28年8月17日現在の総議決権数に対して最大17.0%の希薄化であり、①希薄化率が25%未満であること、②支配株主の異動を伴うものでないこと（本新株予約権全てが権利行使された場合であっても、支配株主の異動が見込まれるものではないこと）から、株式会社東京証券取引所の定める有価証券上場規程第432条に定める経営者から一定程度独立した者からの当該割当の必要性及び相当性に関する意見の入手並びに株主の意思確認手続きは要しません。

11. 最近3年間の業績及びエクイティ・ファイナンスの状況

(1) 最近3年間の業績（連結）— 日本基準

	平成26年3月期	平成27年3月期	平成28年3月期
連結売上高	1,487百万円	1,451百万円	1,592百万円
連結営業利益	206百万円	70百万円	312百万円
連結経常利益	187百万円	35百万円	283百万円
親会社株主に帰属する当期純利益	70百万円	△75百万円	68百万円
1株当たり連結当期純利益	6.50円	△5.15円	4.63円
1株当たり配当金	3.00円	3.00円	3.10円
1株当たり連結純資産	178.78円	181.13円	184.15円

(2) 最近3年間の業績（連結）— 国際会計基準（IFRS）

	平成26年3月期	平成27年3月期	平成28年3月期
売上収益	—	1,441百万円	1,588百万円

営業利益	—	130百万円	272百万円
税引前当期利益	—	114百万円	254百万円
当期利益	—	△14百万円	130百万円
1株当たり当期利益	—	△1.00円	8.79円
1株当たり配当金	—	3.00円	3.10円
1株当たり純資産	—	176.77円	177.88円

(注) 1. 当社は、平成28年3月期から従来の日本基準に替えて国際会計基準（IFRS）を適用しております。

(3) 現時点における発行済株式数及び潜在株式数の状況（平成28年3月31日現在）

	株式数	発行済株式数に対する比率
発行済株式数	15,403,165株	100%
現時点の転換価額（行使価額）における潜在株式数	—	—
下限値の転換価額（行使価額）における潜在株式数	—	—
上限値の転換価額（行使価額）における潜在株式数	—	—

(4) 最近の株価の状況

① 最近3年間の状況

	平成26年3月期	平成27年3月期	平成28年3月期
始値	157円	250円	255円
高値	482円	364円	1,640円
安値	145円	164円	185円
終値	242円	253円	1,270円

② 最近6か月間の状況

	平成28年3月	平成28年4月	平成28年5月	平成28年6月	平成28年7月	平成28年8月
始値	1,301円	1,270円	1,155円	1,150円	778円	745円
高値	1,506円	1,437円	1,327円	1,178円	870円	810円
安値	1,075円	1,022円	1,062円	641円	690円	712円
終値	1,270円	1,200円	1,166円	783円	775円	739円

(注) 1. 平成28年8月の株価については、平成28年8月17日現在で表示しております。

③ 発行決議日前営業日における株価

	平成28年8月17日
始値	746円
高値	761円
安値	739円
終値	739円

(5) 最近3年間のエクイティ・ファイナンスの状況

・ライツ・オフリング（ノンコミットメント型/上場型新株予約権の無償割当）による第13回新株予約権の発行

割 当 日	平成 26 年 2 月 26 日
発行新株予約権数	10,822,916 個
発行 価 額	新株予約権 1 個につき 200 円
発行時における 調達予定資金の額 (差引手取概算額)	2,164,583,200 円 (差引手取概算額 : 2,050,000,000 円) (内訳) 新株予約権発行分 0 円 新株予約権行使分 2,164,583,200 円
割 当 先	平成 26 年 2 月 25 日現在当社普通株式を保有する当社以外の株主
発行時における 発行済株式数	11,377,000 株
発行時における 潜在株式数	10,822,916 株
現時点における 行 使 状 況	行使済株式数 : 4,026,165 株 なお、当社第 13 回新株予約権の権利行使期間は平成 26 年 4 月 25 日をもって終了し、行使されなかった新株予約権は全て失権 (消滅) したため、現時点における潜在株式数は 0 株です。
現時点における 調達した資金の額 (差引手取概算額)	857,263,860 円 (差引手取概算額 : 805,233,000 円)
発行時における 当初の資金用途	上記差引手取概算額については、①海外への事業展開、及び、②企業買収及び事業・企業投資に充当する予定です。
発行時における 支 出 予 定 時 期	平成 26 年 4 月から平成 29 年 3 月まで
現時点における 充 当 状 況	これまでに、359 百万円を海外への事業展開及び事業・企業投資に係る事業資金に充当しております。未充当の額は、446 百万円となります。新製品販売の遅延や海外子会社の事業環境整備に時間を要したことから未充当となっている金額につきましては、当初の資金用途に変更はなく、①海外への事業展開、②企業買収及び事業・企業投資へ充当する予定であります。また、支出予定時期を 2 年間延長し平成 31 年 3 月までを予定いたします。また、具体的な資金用途につきましては、今年度、海外での発売が予定されています 3 つの新製品のリリースに伴う、現地マーケティング活動等の販売・販売促進の費用と、今後発生が予測されます企業買収及び事業・企業投資に充当することを計画しております。

以 上

インフォテリア株式会社第14回新株予約権（第三者割当て） 発行要項

1. 本新株予約権の名称
インフォテリア株式会社第14回新株予約権（第三者割当て）（以下「本新株予約権」という。）
2. 申込期間
平成28年9月5日
3. 割当日
平成28年9月5日
4. 払込期日
平成28年9月5日
5. 募集の方法
第三者割当ての方法により、すべての本新株予約権をUBS AG London Branchに割り当てる。
6. 本新株予約権の目的である株式の種類及び数
 - (1) 本新株予約権の目的である株式の種類及び総数は、当社普通株式1,500,000株とする（本新株予約権1個当たりの目的たる株式の数（以下「割当株式数」という。）は100株とする。）。但し、下記第(2)号乃至第(4)号により割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整されるものとする。
 - (2) 当社が第10項の規定に従って行使価額（以下に定義する。）の調整を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整される。但し、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、第10項に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。

$$\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$
 - (3) 調整後割当株式数の適用日は、当該調整事由に係る第10項第(2)号及び第(5)号による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。
 - (4) 割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後の割当株式数の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、第10項第(2)号⑤に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。
7. 本新株予約権の総数
15,000個
8. 各本新株予約権の払込金額
金476円（総額7,140,000円）
9. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
 - (1) 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額に割当株式数を乗じた額とする。
 - (2) 本新株予約権の行使に際して出資される当社普通株式1株当たりの金銭の額（以下「行使価額」という。）は、1,000円とする。
10. 行使価額の調整
 - (1) 当社は、当社が本新株予約権の発行後、下記第(2)号に掲げる各事由により当社の普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合には、次に定める算式（以下「行使価額調整式」という。）をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行・処分株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行・処分株式数}}$$

(2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及び調整後の行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

① 下記第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合(無償割当てによる場合を含む。)(但し、新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。))の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び会社分割、株式交換又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。)

調整後の行使価額は、払込期日(募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当ての場合はその効力発生日とする。)以降、又はかかる発行若しくは処分につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

② 株式の分割により普通株式を発行する場合

調整後の行使価額は、株式の分割のための基準日の翌日以降これを適用する。

③ 下記第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は下記第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)を発行又は付与する場合(但し、当社又はその関係会社(財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第8項に定める関係会社をいう。))の取締役その他の役員又は使用人に新株予約権を割り当てる場合を除く。)

調整後の行使価額は、取得請求権付株式の全部に係る取得請求権又は新株予約権の全部が当初の条件で行使されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日(新株予約権の場合は割当日)以降又は(無償割当ての場合は)効力発生日以降これを適用する。但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。

④ 当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の取得と引換えに下記第(4)号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合

調整後の行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

⑤ 本号①乃至③の場合において、基準日が設定され、且つ、効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、本号①乃至③にかかわらず、調整後の行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日までに本新株予約権の行使請求をした新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付する。

$$\text{株式数} = \frac{\left(\begin{array}{cc} \text{調整前} & - & \text{調整後} \\ \text{行使価額} & & \text{行使価額} \end{array} \right) \times \text{調整前行使価額により}}{\text{調整後行使価額}} \text{ 当該期間内に交付された株式数}$$

この場合、1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨てるものとする。

(3) 行使価額調整式により算出された調整後の行使価額と調整前の行使価額との差額が1円未満にとどまる場合は、行使価額の調整は行わない。但し、その後行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。

(4)① 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

② 行使価額調整式で使用する時価は、調整後の行使価額が初めて適用される日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値(終値のない日数を除く。)とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

③ 行使価額調整式で使用する既発行株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後の行使価額を初めて適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の

保有する当社普通株式を控除した数とする。また、上記第(2)号⑤の場合には、行使価額調整式で使用する新発行・処分株式数は、基準日において当社が有する当社普通株式に割当てられる当社の普通株式数を含まないものとする。

(5) 上記第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、本新株予約権者と協議のうえ、その承認を得て、必要な行使価額の調整を行う。

① 株式の併合、資本の減少、会社分割、株式交換又は合併のために行使価額の調整を必要とするとき。

② その他当社の普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。

③ 行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の行使価額の算出にあたり使用するべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

(6) 行使価額の調整を行うときは、当社は、調整後の行使価額の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前の行使価額、調整後の行使価額及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、上記第(2)号⑤に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

11. 本新株予約権を行使することができる期間

平成28年9月6日から平成30年9月5日までとする。

12. その他の本新株予約権の行使の条件

各本新株予約権の一部行使はできない。

13. 本新株予約権の取得

(1) 当社は、本新株予約権の取得が必要と当社取締役会が決議した場合は、本新株予約権の払込期日の翌日以降、会社法第273条及び第274条の規定に従って通知をしたうえで、当社取締役会で定める取得日に、本新株予約権1個当たり476円の価額で、本新株予約権者(当社を除く。)の保有する本新株予約権の全部又は一部を取得することができる。一部取得をする場合には、抽選その他の合理的な方法により行うものとする。

(2) 当社は、当社が吸収合併消滅会社となる吸収合併、新設合併消滅会社となる新設合併、吸収分割会社となる吸収分割、新設分割会社となる新設分割、株式交換完全子会社となる株式交換、又は株式移転完全子会社となる株式移転を行うこと(以下これらを総称して「組織再編行為」という。)を当社の株主総会(株主総会の決議を要しない場合は、取締役会)で承認決議した場合は、会社法第273条の規定に従って通知をしたうえで、当該組織再編行為の効力発生日より前で、且つ、当社取締役会で定める取得日に、本新株予約権1個当たり476円の価額で、本新株予約権者(当社を除く。)の保有する本新株予約権の全部を取得する。

14. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金及び資本準備金

本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。

15. 本新株予約権の行使請求の方法

(1) 本新株予約権を行使する場合、第11項記載の本新株予約権を行使することができる期間中に第18項記載の行使請求受付場所に対して、行使請求に必要な事項を通知するものとする。

(2) 本新株予約権を行使する場合、前号の行使請求の通知に加えて、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額を現金にて第19項に定める払込取扱場所の当社が指定する口座に振り込むものとする。

(3) 本新株予約権の行使請求の効力は、第18項記載の行使請求受付場所に対する行使請求に必要な全部の事項の通知が行われ、且つ、当該本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額が前号に定める口座に入金された日に発生する。

16. 新株予約権証券の不発行

当社は、本新株予約権に関して、新株予約権証券を発行しない。

17. 本新株予約権の払込金額及びその行使に際して出資される財産の価額の算定理由

本発行要項及び割当先との間で締結する予定の第三者割当て契約に定められる諸条件を考慮し、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを基礎として、評価基準日の市

場環境、当社の資金調達需要、当社及び割当予定先の権利行使行動等に関する一定の前提（当社の株価（739円）、当社株式のボラティリティ（89.0%）、配当利回り（0.4%）、無リスク利子率（▲0.2%）、当社の資金調達需要は権利行使期間に渡り一様に発生すること、当社の資金調達需要がある場合には、当社は行使停止を実施せず行使指定を実施すること、当社からの通知による取得は実施しないこと、割当予定先は当社からの行使指定に基づき、又は行使停止のない期間には任意に、市場出来高の一定割合の範囲内で速やかに権利行使及び売却を実施すること、等）を置き、割当先による本新株予約権の行使に際して発生することが見込まれる株式処分コスト及び割当先の事務負担・リスク負担等の対価として発生することが見込まれる新株予約権の発行コストについて、他社の新株予約権の発行事例や公募増資事例に関する検討等を通じて合理的と見積もられる一定の水準（他社の公募増資事例から類推されるスプレッド水準）を仮定して評価した結果を参考に、本新株予約権1個の払込金額を金476円とした。さらに、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は第9項記載のとおりとし、行使価額は、平成28年8月17日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の135.3%に相当する金額とした。

18. 行使請求受付場所

三菱UFJ信託銀行 証券代行部

19. 払込取扱場所

三菱UFJ信託銀行 本店営業部

20. 社債、株式等の振替に関する法律の適用等

本新株予約権は、社債、株式等の振替に関する法律に定める振替新株予約権とし、その全部について同法の規定の適用を受ける。また、本新株予約権の取扱いについては、株式会社証券保管振替機構の定める株式等の振替に関する業務規程、同施行規則その他の規則に従う。

21. 振替機関の名称及び住所

株式会社証券保管振替機構

東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

22. その他

- (1) 上記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。
- (2) 本新株予約権の条件は、市場の状況、当社の財務状況、本新株予約権の払込金額その他を踏まえ、当社が現在獲得できる最善のものであると判断する。
- (3) その他本新株予約権発行に関し必要な事項の決定は、当社代表取締役社長に一任する。

以 上

**インフォテリア株式会社第15回新株予約権（第三者割当て）
発行要項**

1. 本新株予約権の名称
インフォテリア株式会社第15回新株予約権（第三者割当て）（以下「本新株予約権」という。）
2. 申込期間
平成28年9月5日
3. 割当日
平成28年9月5日
4. 払込期日
平成28年9月5日
5. 募集の方法
第三者割当ての方法により、すべての本新株予約権をUBS AG London Branchに割り当てる。
6. 本新株予約権の目的である株式の種類及び数
 - (1) 本新株予約権の目的である株式の種類及び総数は、当社普通株式577,000株とする（本新株予約権1個当たりの目的たる株式の数（以下「割当株式数」という。）は100株とする。）。但し、下記第(2)号乃至第(4)号により割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整されるものとする。
 - (2) 当社が第10項の規定に従って行使価額（以下に定義する。）の調整を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整される。但し、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、第10項に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。

$$\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$

- (3) 調整後割当株式数の適用日は、当該調整事由に係る第10項第(2)号及び第(5)号による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。
- (4) 割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後の割当株式数の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、第10項第(2)号⑤に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。
7. 本新株予約権の総数
5,770個
8. 各本新株予約権の払込金額
金460円（総額2,654,200円）
9. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
 - (1) 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額に割当株式数を乗じた額とする。
 - (2) 本新株予約権の行使に際して出資される当社普通株式1株当たりの金銭の額（以下「行使価額」という。）は、1,300円とする。
10. 行使価額の調整
 - (1) 当社は、当社が本新株予約権の発行後、下記第(2)号に掲げる各事由により当社の普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合には、次に定める算式（以下「行使価額調整式」という。）をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行・処分株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行・処分株式数}}$$

(2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及び調整後の行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

① 下記第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合（無償割当てによる場合を含む。）（但し、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び会社分割、株式交換又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。）

調整後の行使価額は、払込期日（募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当ての場合はその効力発生日とする。）以降、又はかかる発行若しくは処分につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

② 株式の分割により普通株式を発行する場合

調整後の行使価額は、株式の分割のための基準日の翌日以降これを適用する。

③ 下記第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は下記第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）を発行又は付与する場合（但し、当社又はその関係会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第8項に定める関係会社をいう。）の取締役その他の役員又は使用人に新株予約権を割り当てる場合を除く。）

調整後の行使価額は、取得請求権付株式の全部に係る取得請求権又は新株予約権の全部が当初の条件で行使されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日（新株予約権の場合は割当日）以降又は（無償割当ての場合は）効力発生日以降これを適用する。但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。

④ 当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに下記第(4)号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合

調整後の行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

⑤ 本号①乃至③の場合において、基準日が設定され、且つ、効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、本号①乃至③にかかわらず、調整後の行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日までに本新株予約権の行使請求をした新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付する。

$$\text{株式数} = \frac{\left(\begin{array}{cc} \text{調整前} & - & \text{調整後} \\ \text{行使価額} & & \text{行使価額} \end{array} \right) \times \text{調整前行使価額により}}{\text{調整後行使価額}} \text{当該期間内に交付された株式数}$$

この場合、1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨てるものとする。

(3) 行使価額調整式により算出された調整後の行使価額と調整前の行使価額との差額が1円未満にとどまる場合は、行使価額の調整は行わない。但し、その後行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。

(4)① 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

② 行使価額調整式で使用する時価は、調整後の行使価額が初めて適用される日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値（終値のない日数を除く。）とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

③ 行使価額調整式で使用する既発行株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後の行使価額を初めて適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の

保有する当社普通株式を控除した数とする。また、上記第(2)号⑤の場合には、行使価額調整式で使用する新発行・処分株式数は、基準日において当社が有する当社普通株式に割当てられる当社の普通株式数を含まないものとする。

(5) 上記第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、本新株予約権者と協議のうえ、その承認を得て、必要な行使価額の調整を行う。

① 株式の併合、資本の減少、会社分割、株式交換又は合併のために行使価額の調整を必要とするとき。

② その他当社の普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。

③ 行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

(6) 行使価額の調整を行うときは、当社は、調整後の行使価額の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前の行使価額、調整後の行使価額及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、上記第(2)号⑤に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

11. 本新株予約権を行使することができる期間

平成28年9月6日から平成30年9月5日までとする。

12. その他の本新株予約権の行使の条件

各本新株予約権の一部行使はできない。

13. 本新株予約権の取得

(1) 当社は、本新株予約権の取得が必要と当社取締役会が決議した場合は、本新株予約権の払込期日の翌日以降、会社法第273条及び第274条の規定に従って通知をしたうえで、当社取締役会で定める取得日に、本新株予約権1個当たり460円の価額で、本新株予約権者(当社を除く。)の保有する本新株予約権の全部又は一部を取得することができる。一部取得をする場合には、抽選その他の合理的な方法により行うものとする。

(2) 当社は、当社が吸収合併消滅会社となる吸収合併、新設合併消滅会社となる新設合併、吸収分割会社となる吸収分割、新設分割会社となる新設分割、株式交換完全子会社となる株式交換、又は株式移転完全子会社となる株式移転を行うこと(以下これらを総称して「組織再編行為」という。)を当社の株主総会(株主総会の決議を要しない場合は、取締役会)で承認決議した場合は、会社法第273条の規定に従って通知をしたうえで、当該組織再編行為の効力発生日より前で、且つ、当社取締役会で定める取得日に、本新株予約権1個当たり460円の価額で、本新株予約権者(当社を除く。)の保有する本新株予約権の全部を取得する。

14. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金及び資本準備金

本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。

15. 本新株予約権の行使請求の方法

(1) 本新株予約権を行使する場合、第11項記載の本新株予約権を行使することができる期間中に第18項記載の行使請求受付場所に対して、行使請求に必要な事項を通知するものとする。

(2) 本新株予約権を行使する場合、前号の行使請求の通知に加えて、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額を現金にて第19項に定める払込取扱場所の当社が指定する口座に振り込むものとする。

(3) 本新株予約権の行使請求の効力は、第18項記載の行使請求受付場所に対する行使請求に必要な全部の事項の通知が行われ、且つ、当該本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額が前号に定める口座に入金された日に発生する。

16. 新株予約権証券の不発行

当社は、本新株予約権に関して、新株予約権証券を発行しない。

17. 本新株予約権の払込金額及びその行使に際して出資される財産の価額の算定理由

本発行要項及び割当先との間で締結する予定の第三者割当て契約に定められる諸条件を考慮し、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを基礎として、評価基準日の市

場環境、当社の資金調達需要、当社及び割当予定先の権利行使行動等に関する一定の前提（当社の株価（739円）、当社株式のボラティリティ（89.0%）、配当利回り（0.4%）、無リスク利子率（▲0.2%）、当社の資金調達需要は権利行使期間に渡り一様に発生すること、当社の資金調達需要がある場合には、当社は行使停止を実施せず行使指定を実施すること、当社からの通知による取得は実施しないこと、割当予定先は当社からの行使指定に基づき、又は行使停止のない期間には任意に、市場出来高の一定割合の範囲内で速やかに権利行使及び売却を実施すること、等）を置き、割当先による本新株予約権の行使に際して発生することが見込まれる株式処分コスト及び割当先の事務負担・リスク負担等の対価として発生することが見込まれる新株予約権の発行コストについて、他社の新株予約権の発行事例や公募増資事例に関する検討等を通じて合理的と見積もられる一定の水準（他社の公募増資事例から類推されるスプレッド水準）を仮定して評価した結果を参考に、本新株予約権1個の払込金額を金460円とした。さらに、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は第9項記載のとおりとし、行使価額は、平成28年8月17日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の175.9%に相当する金額とした。

18. 行使請求受付場所

三菱UFJ信託銀行 証券代行部

19. 払込取扱場所

三菱UFJ信託銀行 本店営業部

20. 社債、株式等の振替に関する法律の適用等

本新株予約権は、社債、株式等の振替に関する法律に定める振替新株予約権とし、その全部について同法の規定の適用を受ける。また、本新株予約権の取扱いについては、株式会社証券保管振替機構の定める株式等の振替に関する業務規程、同施行規則その他の規則に従う。

21. 振替機関の名称及び住所

株式会社証券保管振替機構

東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

22. その他

- (1) 上記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。
- (2) 本新株予約権の条件は、市場の状況、当社の財務状況、本新株予約権の払込金額その他を踏まえ、当社が現在獲得できる最善のものであると判断する。
- (3) その他本新株予約権発行に関し必要な事項の決定は、当社代表取締役社長に一任する。

以 上

インフォテリア株式会社第16回新株予約権（第三者割当て） 発行要項

1. 本新株予約権の名称
インフォテリア株式会社第16回新株予約権（第三者割当て）（以下「本新株予約権」という。）
2. 申込期間
平成28年9月5日
3. 割当日
平成28年9月5日
4. 払込期日
平成28年9月5日
5. 募集の方法
第三者割当ての方法により、すべての本新株予約権をUBS AG London Branchに割り当てる。
6. 本新株予約権の目的である株式の種類及び数
 - (1) 本新株予約権の目的である株式の種類及び総数は、当社普通株式441,200株とする（本新株予約権1個当たりの目的たる株式の数（以下「割当株式数」という。）は100株とする。）。但し、下記第(2)号乃至第(4)号により割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整されるものとする。
 - (2) 当社が第11項の規定に従って行使価額（以下に定義する。）の調整を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整される。但し、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、第11項に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。
$$\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$
 - (3) 調整後割当株式数の適用日は、当該調整事由に係る第11項第(2)号及び第(5)号による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。
 - (4) 割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後の割当株式数の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、第11項第(2)号⑤に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。
7. 本新株予約権の総数
4,412個
8. 各本新株予約権の払込金額
金427円（総額1,883,924円）
9. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
 - (1) 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額に割当株式数を乗じた額とする。
 - (2) 本新株予約権の行使に際して出資される当社普通株式1株当たりの金銭の額（以下「行使価額」という。）は、当初1,700円とする。
10. 行使価額の修正
行使価額は、割当日の翌取引日（平成28年9月6日）以降、第16項第(3)号に定める本新株予約権の各行使請求の効力発生日（以下「修正日」という。）の直前取引日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（同日に終値がない場合には、その直前取引日の終値）の90%に相当する金額の1円未満の端数を切り上げた金額に修正される。但し、修正後の行使価額が1,700円（以下「下限行使価額」といい、第11項の規定を準用して調整される。）を下回ることとなる場合には行使価額は下限行使価額とする。
11. 行使価額の調整

- (1) 当社は、当社が本新株予約権の発行後、下記第(2)号に掲げる各事由により当社の普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合には、次に定める算式（以下「行使価額調整式」という。）をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行・処分株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行・処分株式数}}$$

- (2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及び調整後の行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

- ① 下記第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合（無償割当てによる場合を含む。）（但し、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び会社分割、株式交換又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。）

調整後の行使価額は、払込期日（募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当ての場合はその効力発生日とする。）以降、又はかかる発行若しくは処分につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

- ② 株式の分割により普通株式を発行する場合

調整後の行使価額は、株式の分割のための基準日の翌日以降これを適用する。

- ③ 下記第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は下記第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）を発行又は付与する場合（但し、当社又はその関係会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第8項に定める関係会社をいう。）の取締役その他の役員又は使用人に新株予約権を割り当てる場合を除く。）

調整後の行使価額は、取得請求権付株式の全部に係る取得請求権又は新株予約権の全部が当初の条件で行使されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日（新株予約権の場合は割当日）以降又は（無償割当ての場合は）効力発生日以降これを適用する。但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。

- ④ 当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに下記第(4)号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合

調整後の行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

- ⑤ 本号①乃至③の場合において、基準日が設定され、且つ、効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、本号①乃至③にかかわらず、調整後の行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日までに本新株予約権の行使請求をした新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付する。

$$\text{株式数} = \frac{\left(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額} \right)}{\text{調整後行使価額}} \times \frac{\text{調整前行使価額により}}{\text{当該期間内に交付された株式数}}$$

この場合、1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨てるものとする。

- (3) 行使価額調整式により算出された調整後の行使価額と調整前の行使価額との差額が1円未満にとどまる場合は、行使価額の調整は行わない。但し、その後行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。

- (4)① 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。
- ② 行使価額調整式で使用する時価は、調整後の行使価額が初めて適用される日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値（終値のない日数を除く。）とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。
- ③ 行使価額調整式で使用する既発行株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後の行使価額を初めて適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社普通株式を控除した数とする。また、上記第(2)号⑤の場合には、行使価額調整式で使用する新発行・処分株式数は、基準日において当社が有する当社普通株式に割当てられる当社の普通株式数を含めないものとする。
- (5) 上記第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、本新株予約権者と協議のうえ、その承認を得て、必要な行使価額の調整を行う。
- ① 株式の併合、資本の減少、会社分割、株式交換又は合併のために行使価額の調整を必要とするとき。
- ② その他当社の普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。
- ③ 行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。
- (6) 上記第(2)号の規定にかかわらず、上記第(2)号に基づく調整後の行使価額を初めて適用する日が第10項に基づく行使価額の修正日と一致する場合には、上記第(2)号に基づく行使価額の調整は行わないものとする。但し、この場合も、下限行使価額については、かかる調整を行うものとする。
- (7) 行使価額の調整を行うときは、当社は、調整後の行使価額の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前の行使価額、調整後の行使価額及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、上記第(2)号⑤に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。また、上記第(6)号の規定が適用される場合には、かかる通知は下限行使価額の調整についてのみ行う。
12. 本新株予約権を行使することができる期間
平成28年9月6日から平成30年9月5日までとする。
13. その他の本新株予約権の行使の条件
各本新株予約権の一部行使はできない。
14. 本新株予約権の取得
- (1) 当社は、本新株予約権の取得が必要と当社取締役会が決議した場合は、本新株予約権の払込期日の翌日以降、会社法第273条及び第274条の規定に従って通知をしたうえで、当社取締役会で定める取得日に、本新株予約権1個当たり427円の価額で、本新株予約権者（当社を除く。）の保有する本新株予約権の全部又は一部を取得することができる。一部取得をする場合には、抽選その他の合理的な方法により行うものとする。
- (2) 当社は、当社が吸収合併消滅会社となる吸収合併、新設合併消滅会社となる新設合併、吸収分割会社となる吸収分割、新設分割会社となる新設分割、株式交換完全子会社となる株式交換、又は株式移転完全子会社となる株式移転を行うこと（以下これらを総称して「組織再編行為」という。）を当社の株主総会（株主総会の決議を要しない場合は、取締役会）で承認決議した場合は、会社法第273条の規定に従って通知をしたうえで、当該組織再編行為の効力発生日より前で、且つ、当社取締役会で定める取得日に、本新株予約権1個当たり427円の価額で、本新株予約権者（当社を除く。）の保有する本新株予約権の全部を取得する。
15. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金及び資本準備金
本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。

16. 本新株予約権の行使請求の方法

- (1) 本新株予約権を行使する場合、第12項記載の本新株予約権を行使することができる期間中に第19項記載の行使請求受付場所に対して、行使請求に必要な事項を通知するものとする。
- (2) 本新株予約権を行使する場合、前号の行使請求の通知に加えて、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額を現金にて第20項に定める払込取扱場所の当社が指定する口座に振り込むものとする。
- (3) 本新株予約権の行使請求の効力は、第19項記載の行使請求受付場所に対する行使請求に必要な全部の事項の通知が行われ、且つ、当該本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額が前号に定める口座に入金された日に発生する。

17. 新株予約権証券の不発行

当社は、本新株予約権に関して、新株予約権証券を発行しない。

18. 本新株予約権の払込金額及びその行使に際して出資される財産の価額の算定理由

本発行要項及び割当先との間で締結する予定の第三者割当て契約に定められた諸条件を考慮し、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを基礎として、評価基準日の市場環境、当社の資金調達需要、当社及び割当予定先の権利行使行動等に関する一定の前提（当社の株価（739円）、当社株式のボラティリティ（89.0%）、配当利回り（0.4%）、無リスク利子率（▲0.2%）、当社の資金調達需要は権利行使期間に渡り一様に発生すること、当社の資金調達需要がある場合には、当社は行使停止を実施せず行使指定を実施すること、当社からの通知による取得は実施しないこと、割当予定先は当社からの行使指定に基づき、又は行使停止のない期間には任意に、市場出来高の一定割合の範囲内で速やかに権利行使及び売却を実施すること、等）を置き、割当先による本新株予約権の行使に際して発生することが見込まれる株式処分コスト及び割当先の事務負担・リスク負担等の対価として発生することが見込まれる新株予約権の発行コストについて、他社の新株予約権の発行事例や公募増資事例に関する検討等を通じて合理的と見積もられる一定の水準（他社の公募増資事例から類推されるスプレッド水準）を仮定して評価した結果を参考に、本新株予約権1個の払込金額を金427円とした。さらに、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は第9項記載のとおりとし、行使価額は当初、平成28年8月17日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の230.0%に相当する金額とした。

19. 行使請求受付場所

三菱UFJ信託銀行 証券代行部

20. 払込取扱場所

三菱UFJ信託銀行 本店営業部

21. 社債、株式等の振替に関する法律の適用等

本新株予約権は、社債、株式等の振替に関する法律に定める振替新株予約権とし、その全部について同法の規定の適用を受ける。また、本新株予約権の取扱いについては、株式会社証券保管振替機構の定める株式等の振替に関する業務規程、同施行規則その他の規則に従う。

22. 振替機関の名称及び住所

株式会社証券保管振替機構

東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

23. その他

- (1) 上記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。
- (2) 本新株予約権の条件は、市場の状況、当社の財務状況、本新株予約権の払込金額その他を踏まえ、当社が現在獲得できる最善のものであると判断する。
- (3) その他本新株予約権発行に関し必要な事項の決定は、当社代表取締役社長に一任する。

以上